

進路選択に向けて



伊丹市障害者地域自立支援協議会

こども検討会（平成29年3月）


🍀 進路のために、早めの準備を！！

高校卒業後の進路については、希望もあり、不安もあり、いろいろな心配があると思います。本人に合った、適切な進路を探すためには、早めの準備が欠かせません。また、本人のことをよく理解しておくことも必要です。さらには、家族や学校だけでなく、行政や相談支援事業所など関係者と協力しながら、進路に向けて準備することも大切です。この「進路選択に向けて」は、特に家族の皆さんの一助となるようお願いを込め作成しました。ぜひ、ご活用ください。

<進路選択の4つのポイント>

1. 早めの準備 2. 本人の思いをきちんと確認 3. 情報を集める 4. 支援者の力を活用する

🍀 進路選択のスケジュール(参考)

	高1 ~進路に向けて、準備開始！！	高2 ~進路のイメージを固める！！	高3 ~進路を決める！！
準備をしていきましょう	<p>「本人を理解する」</p> <ul style="list-style-type: none"> 得意なことは何か、苦手なことは何か理解する。 できること、できないことは何か理解する。 本人のことをしっかり記録に残し、家族以外にも本人のことが理解できやすいようにする。 <p>「進路目標を決める」</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来何をしたいのか、本人の思いに耳を傾ける。 本人にとって、適切な進路は何か、よく観察して、見極める。 学校の先生や相談支援事業所など本人と関わりのある関係機関としっかり相談する。(定期的に関係者で集まって、情報共有したり進路のことについて相談する場をもうける。) <p>「進路先の情報を集める」</p> <ul style="list-style-type: none"> 進学をしたい→大学や専門学校の情報を集める。 就職したい→一般企業(一般雇用・障害者雇用)、福祉的就労(①就労移行支援、②就労継続支援B型、③就労継続支援A型)の情報を集める。 生活中心→④地域活動支援センター、⑤生活介護の情報を集める。 <p><情報を集めるには…></p> <ul style="list-style-type: none"> 説明会に参加する。(伊丹市障害者地域自立支援協議会主催の合同説明会等) 事業所など進路希望先を見学する。 相談支援事業所に相談する。 障がいのある方の就労関係の相談支援機関に相談する。 障がい当事者や家族会に相談する。 	<p>高2 ~進路のイメージを固める！！</p>	<p>高3 ~進路を決める！！</p> <p>「高3になる頃には…」</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望の進路先を決定しておく <p>11月頃には進路が決定！！</p> <p>進路決定後(11月頃)</p> <ul style="list-style-type: none"> 進路先への通勤方法の確認・練習 進路先に早く慣れることができるよう、情報交換をしたり、体験実習をしたり、環境を整えていく。 
学校の予定	<p>* (参考)こやの里特別支援学校の進路スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 進路説明会(9月) 校内実習(11月) 進路個人懇談(2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 校内実習(6月) 進路・実習希望調査(7月) 進路・実習説明(10月) 現場実習(11月) 進路個人懇談(1月) 高3実習希望調査(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場実習(6月) 進路個人懇談(6月) 職業訓練校見学(6月) 職安相談会(6月)
福祉サービス	<p><確認しておきましょう！！></p> <p>18歳の誕生日を迎えると…</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口がこども福祉課から障害福祉課へ変わる。 利用できる障害福祉サービスの自己負担金が変わる。 あすばるの利用は、18歳まで。新しい相談支援事業所を探す必要がある。 障がい【児】と【者】では、利用できるサービスに違いがあるので、卒業後の生活について早めに準備をし、本人が混乱しないように環境を整えておく。 		<ul style="list-style-type: none"> 9月頃、⑥就労アセスメントを受ける。 18歳になると、こども福祉課→障害福祉課に窓口が変わる。 放課後デイからの卒業を見据えて、今後の生活の在り方について、準備する。

用語の説明

①就労移行支援とは

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

②就労継続支援B型とは

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結びません。

③就労継続支援A型とは

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結びます。

④地域活動支援センターとは

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を行う施設です。

⑤生活介護とは

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑥就労アセスメント

面談や作業観察によりアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報(集中力、作業能力、意欲など)を把握します。

就労継続支援B型を目指す人は、このアセスメントを受けます。

進路のことで相談したいときは？

☆進路を含む生活全般の相談窓口

伊丹市こども福祉課

障がいのある児童(18歳未満)
Tel: 784-8127 Fax: 780-3527

伊丹市障害福祉課

障がいのある方(18歳以上)
Tel: 784-8032 Fax: 784-8006

伊丹市立こども発達支援センター

(あすばる)

児童の発達上の悩みなどの相談窓口
Tel: 784-8128 Fax: 784-3700

☆就労に関する相談窓口

ハローワーク

仕事に関する相談窓口

伊丹市地域生活支援センター

障がいのある方の就労に関する相談窓口
Tel: 787-6798 Fax: 787-6911



☆進路や生活全般のことで先輩や仲間に相談したい

伊丹市手をつなぐ育成会

知的障がいのある方と家族の会
Tel: 770-5410 Fax: 770-5610

伊丹カモン

発達障がいに関する交流会
Tel: 080-9215-3403(留守電)

肢体不自由児・者父母の会

肢体不自由児者の家族会
Tel: 783-7005(川崎様) Fax: 784-2395

アイ愛センター ピアカウンセリング


障がい当事者や障がい者の家族による相談窓口
Tel: 772-0221 Fax: 780-2897



福祉の手引きは
こちらから →



福祉の手引き掲載の伊丹市ホームページQRコード

 市内の指定特定相談支援事業者

★: 指定障害児支援事業者の指定も受けている事業所

事業所名	所在地	Tel	Fax	
伊丹市立児童発達支援センター	千僧1丁目47-2 (こども発達支援センター あすばる1階)	784-8128	784-3700	★
openspaceとも	中野北3-3-3 カーサ中野101号	781-5668	781-0668	★
りすん	鴻池5丁目11番27号	785-7873	785-7873	★
ぐろ〜りあ相談支援事業所	北本町2丁目79-4	777-7874	744-2388	★
特定非営利活動法人ジョイフル	中央4-6-24 フォレストコート伊丹101	773-8890	773-8891	★
もこもこ	寺本6丁目102番地	767-6300	767-6309	★
ちえの和みんなの相談窓口	鴻池5-6-6	773-5770	773-5771	★
相談支援事業所みらいふ	春日丘6-20-1 伊丹坂ハイツ105	767-9171	767-6105	★
協同の苑 相談支援事業所 めぶき	中野北2-11-21	736-8277	781-0372	★
相談支援事業所 T3	荒牧南4-1-58	782-8740	782-4184	★
相談支援事業所ウイズゆう	鴻池1丁目10番5号	777-7471	779-3077	★
ターニング相談支援事業所	荻野1-41	744-1341	744-1342	★
相談支援あんさんぶる	荒牧南3丁目4番32号	777-9755	776-1860	★
いたみコミュニティケアセンター	寺本1丁目114番地	777-2121	777-1116	
伊丹市立障害者福祉センター	昆陽池2丁目10番地	772-0221	780-2897	
伊丹市地域生活支援センター	広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ内	787-6798	787-6911	
サポートテラス昆陽東	昆陽東5丁目2-60 グランドメゾン昆陽Ⅱ 1階南側	773-4115	773-4116	
伊丹東有岡ワークハウス	東有岡4丁目29番地	783-9885	783-9886	